



Takanori <grapejuic@gmail.com>

労災申請につきまして

web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>
To: web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>

2022年10月11日 10:56

野田頭 宜教 様

お世話になっております。
箱根町保険健康課です。

労災申請についてご回答させていただきます。
まず、労災の申請自体は箱根町ではなく、労働基準監督署に提出するものになりますので
労災に関する手続きについては、労働基準監督署にお問い合わせください。

箱根町で行うのは、労災に伴う医療費の返還です。本来、労災での受診では保険証は使わないのですが、
保険証を使って医療機関を受診した場合の返還手続きのみです。
その手続きは、労災に関わる一連の医療機関・薬局の領収書と労働基準監督署に提出する労災に関する申請書のコ
ピーが必要になります。

また、町の行政文書等の情報開示についてですが、
野田頭様・小木曾様からご提出いただいた書類は現在、未提出分の領収書等があり行政文章として扱われていない
ため情報開示の対象ではありません。

そのため、必要であれば現在お預かりしている書類一式をお返しいたします。

ご不明な点等ありましたら再度ご連絡をお願いいたします。

----- Original Message -----

>> From: Taka.N <grapejuic@gmail.com>

>> To: web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>

>> Date: 2022-10-10 16:43:30

>> Subject: Re: 労災申請につきまして

>>

>> 根町保険健康課

>> ご担当者様

>>

>> お世話になっております。野田頭です。

>> 弁護士が見つかるまで私の方でもできる限り手続きを進めていこうと思います。

>> 先日、領収書の件についてお問合せいただきまして、その後はどうすればよろしいでしょうか？

>>

>> 労働基準監督署のイリヤ氏に明確な手続きの期限や詳細を伺ってもお答え頂けませんでしたが、

>> とりあえずできるところまで行っていこうと思います。

>>

>> 手続きにおける詳細を教えていただけますでしょうか？

>> 連絡に関してはメールないし留守番電話にご連絡をお願いいたします。

>> 繁忙期の為、色々な部署で業務を行っている為、食事時間等の休憩がかなり不定期になっている為。

>>

>> また、情報開示については専用の窓口があるのは存じておりますが、町の行政文書等を開示できるかいまし方伺
いたく、

>> ご存じでしたら伺いたいです。

>>

>> ご存知の範囲でよろしいので2点、労災申請等の手続きと情報開示につきましてよろしくお願ひいたします。

>>

>>

>> 2022年10月4日(火) 20:49 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>>
>>> 根町保険健康課
>>> ご担当者様
>>>
>>> お世話になっております。野田頭です。
>>> 弁護士を立てると言う事でしたが、事情を概略だけでも説明した所、
>>> 事情が複雑すぎると労災申請の時効も相まって、引きうけてくれる事務所を見つけるのが困難な状況です。
>>> 手続きに関してはこのままストップして頂いて結構です。継続して探しています。
>>>
>>> 確認したいのですが、書類を町や労基署に提出した場合に、個人情報保護法に基づいた行政文書開示請求というものがあると、
>>> 相談した弁護士の方から伺いました。
>>>
>>> 社会保険労務士の小木曽が提出した文書を各所に行政文書開示請求をかけて、提出された文章が私の意図したものか確認を取ろうと思います。
>>> ただ、先日のメールでも申し上げた通り、小木曽に進捗報告を願い出た所2度尋ねて2度とも突っぱねられた為、
>>> 状況が全くわかりません。また、解任後にももらったメールの内容で申請に関しても彼女から頂いた情報はかなりの誤りや情報不足で、
>>> 手続きが済んでいるとの報告のものも、蓋を開けてみれば手続きが途中で終わっていなかったりと状況を整理中です。
>>>
>>> つきましては、町に提出された行政文書も開示請求ができるのであれば行いたいと思っています。
>>> お手数ですが、小木曽が提出した文書について全て「行政文書の正式名称」で教えて頂きたいです。
>>> 引き続き弁護士を探しているが、現状何もわからぬで丸投げだと依頼もままならなくなりそうな為。
>>>
>>> 制度として別の所にも確認をとりますが、ご存じであれば伺いたいです。
>>>
>>> 何卒、よろしくお願ひいたします。

>>> 2022年9月23日(金) 20:17 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>>>
>>>> 箱根町保険健康課ご担当者様
>>>>
>>>> 小木曽より全てではありませんが、申立書、領収書等全てではありませんが返却がありました。
>>>> 内容を確認した所、やり取りした内容が送付されている様です。（本当にそうであれば。）
>>>>
>>>> 何を持って違法性に該当するのか専門家ではありませんので詳細はわかりません。
>>>> ただ、頂いた資料で足りない資料があるのと、相談した資料で何を持って違法性が高い資料としていたのかは、
>>>> 依頼を断られたので聞けませんでしたが、申立書自体もかなりの違法性が高いと推察されます。
>>>> 実際に提出された資料全てを見れたわけでは無いので、違法性は無いが、土業等における職業倫理の規定違反の可能性に大いに抵触する可能性が高いです。
>>>>
>>>>> どちらにせよ、私を含む関係者全てが違法な申請に関わった可能性が高い事、代理人を立てていますが、真っ当な形で提出されたとは到底思えないので、
>>>>> 社会保険労務士の小木曽が代理人で出した全ての申請をストップしてください。
>>>>> 小田原労基署の担当者にも、こちらが弁護士を入れるまで全ての申請自体を止める様にご連絡をお願いします。
>>>>> 直通のアドレスをお持ちでしょうから。労基署のHPにはメールアドレス等見つけられませんでしたので。
>>>>

>> >> 極めて「紛争性の高い申請書を提出した可能性が高い」と思われます。

>> >> 既に休業補償等の申請の審議が始まっている為、結果がどうであれ、違法性の高い、もしくは改竄された資料をもって

>> >> 審議されている可能性が高い為、このメールをそのまま転送していただいて構いません。

>> >>

>> >> 私の方からも労基署の職員に週明けにでも連絡をしますが。

>> >>

>> >> よろしくお願ひいたします。

>> >>

>> >> 野田頭 宜教

>> >>

>> >>

>> >>

>> >> 2022年9月22日(木) 21:13 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>> >>

>> >>> 箱根町保険健康課ご担当者様

>> >>>

>> >>> そもそも、違法性があるのかどうかすらわかりませんが・・・。

>> >>> 相手が法を盾にしてるから確認のしようがありません。

>> >>>

>> >>> とりあえず、論点は色々ありますが「教えてください」、「どうぞ」

>> >>> という簡単な図式でないのですいませんが、私からも現状何も申し上げられません。

>> >>>

>> >>> とりあえず、並行して私の方でも公的機関等にあたります。

>> >>>

>> >>> 野田頭

>> >>>

>> >>> 2022年9月22日(木) 20:36 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>> >>>

>> >>>> 箱根町保険健康課ご担当者様

>> >>>>

>> >>>> 小木曽に全て領収書の方を渡している為、

>> >>>> 申し訳ございませんが確認が取りようがないです。

>> >>>> 現段階でしれっと小木曽に聞いてあるかどうか尋ねるのも手ですが。

>> >>>>

>> >>>> また、今現在先程のメールで申し上げた通り、社労士の小木曽しか契約を結んでいないのですが、

>> >>>> 本来受け付けることが出来ない内容が提出されているのに受け付けられていると言う事で、

>> >>>> 弁護士が代わりに出した、ないし改竄された内容が提出された可能性が高いです。

>> >>>>

>> >>>> なので、弁護士及び警察（とりあえず知り合い）にこれから相談させていただきますので、とりあえず進められる範囲で進めていてください。

>> >>>> 労基署に提出された内容が見れるかどうかという点もありますが。（多分これが一番早いです）

>> >>>>

>> >>>> 私が手持ちで所持している最終形態でまとめたものを弁護士提携の社労士に見せた所、

>> >>>> 「紛争性が高く弁護士でないと提出できない内容ですと」はっきり言されました。

>> >>>>

>> >>>> 小田原労働基準監督署への申請が通ったとなると「改竄された内容が提出された可能性が高い」と見ていました。

>> >>>>

>> >>>> 社労士小木曽への情報開示が、弁護士もしくは警察等の専門家以外不可能なのか現在確認中です。

>> >>>> 私自身、情報を集めている段階なのでこれ以上申し上げようがないです。

>> >>>>

>> >>>> 労働基準監督署へもこちらの内容を転送して状況をお伝え頂けると幸いです。

>> >>>>

>> >>>> 単純に今回の内容は「時効の労災申請」の範囲では收まらない状態と見てています。

>> >>>>

>> >>>> 野田頭

>> >>>>

>> >>>> 2022年9月22日(木) 17:19 web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>:

>> >>>>

>> >>>>> 野田頭 宜教 様

>> >>>>

>> >>>>> 箱根町保険健康課です。

>> >>>>> お忙しいところメールにて失礼いたします。

>> >>>>> また、返信不要にも関わらずご連絡してしまい申し訳ございません。

>> >>>>

>> >>>>> 労災申請に伴う返金について

>> >>>>> 申請するには治療した一連の書類が必要なため、先日通知をさせていただきましたが、

>> >>>>> 整形外科で処方された「薬局（3ヶ所分）の領収書」はありますでしょうか？

>> >>>>> お手元にございましたら、お手数ですが提出をよろしくお願ひします。

>> >>>>

>> >>>>> なお、領収書がない場合はご連絡ください。

>> >>>>

>> >>>>>

>> >>>>> また、時効につきましては、「7割分を町へ返金した時点から2年」と

>> >>>>> 聞いておりますが、詳細につきましては労働基準監督署へお問い合わせください。

>> >>>>

>> >>>>>

>> >>>>>> ----- Original Message -----

>> >>>>>> From: Taka.N <grapejuic@gmail.com>

>> >>>>>> To: web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp

>> >>>>>> Date: 2022-09-22 14:47:03

>> >>>>>> Subject: Re: 労災申請につきまして

>> >>>>>>

>> >>>>>> 箱根町役場

>> >>>>>> 福祉部/保険健康課

>> >>>>>> 労災担当者様

>> >>>>>>

>> >>>>>> お世話になっております。野田頭 宜教です。

>> >>>>>>

>> >>>>>> 先日、弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会保険労務士 小木曾裕子氏の解任をご連絡させて頂き、

>> >>>>>> 別の社労士の方を立てると言う事でした。

>> >>>>>>

>> >>>>>> しかし、いくつかの弁護士提携の社労士の方に相談した所、

>> >>>>>> 「紛争の可能性のある申請内容は弁護士以外行えない。」という事実を新たにやり取りしている社労士さんから伺いました、

>> >>>>>> つきましては変わりの代理人の変更については社労士ではなく弁護士を労災申請として立てさせていただきます。

>> >>>>>>

>> >>>>>> また、箱根町には修正していない内容を、

>> >>>>>> 労働基準監督署には社会保険労務士の小木曾自身が資料に変更を加えて提出している為、

>> >>>>>> 違法性のある申請内容なのがどうなのかわかりません。

>> >>>>>>

>> >>>>>> 「紛争に関する申し立て等の情報開示は弁護士以外行えないとの事で、やり取りした内容で、

>> >>>>>> こちら側の情報は小木曾自身は共有していますが、私の方で2・3度確認しても開示していませんでした。

>> >>>>>> その職業上必要なこう言う理由で教える事はできませんと、私自身知らなかつた為です。

>> >>>>>>

>> >>>>>> もう、申請の方は行っているので違法性を問われれば仕方がなく、

>> >>>>>> 甘んじて裁判等は受けます。メールの見落としや、契約書に記載があって忘れていたらこの限りでは無いですが。

>> >>>>>>

>> >>>>>> ですが、通常通りやり取りをしていて、明確な違法性を明言するわけでもなく通常通り、

>> >>>>>> 内容をやり取りしていて、町や労働基準監督署が執拗に申請を行うかを問うてきたのは紛れもない事実

です。

>> >>>> >>

>> >>>> >> 本申請の違法性は別として、申請自体は妨害を受ける様な謂れはないはずです。

>> >>>> >> ですので、弁護士を今選定しており、申請を継続させる意向です。

>> >>>> >>

>> >>>> >> ですので、いきなり弁護士が連絡してきたなどと驚かれないでください。

>> >>>> >>

>> >>>> >> 直前のやり取りでも、内容について違法性があるのかどうか？どの部分についても知り得ず、

>> >>>> >> また、依頼主に告知がなかった為、今後の申請等について信用が肝心となるやり取りで、

>> >>>> >> 弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会法権労務士及び弁護士が代理人に立つ事は一歳ございません。

>> >>>> >>

>> >>>> >> また、正式に弁護士が依頼が決まり次第、今回の一連の行動含めて、代理人が行う予定です。

>> >>>> >>

>> >>>> >> 何卒、よろしくお願ひいたします。

>> >>>> >>

>> >>>> >> 返信は先日同様に不要です。

>> >>>> >>

>> >>>> >> 2022年9月21日(水) 16:57 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>> >>>> >>

>> >>>> >> 箱根町役場

>> >>>> >> 福祉部/保険健康課

>> >>>> >> 労災担当者様

>> >>>> >> >

>> >>>> >> お世話になっております。野田頭 宜教です。

>> >>>> >> 日々、業務にてお忙しい毎日を送られていると思われます。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> 勤勉に働かれている方に関してはこの上なく迷惑な内容となりますが、

>> >>>> >> 私、野田頭 宜教が只今、強羅花壇の労災申請を社会保険労務士 小木曾

>> >>>> >> >

>> >>>> >> 裕子を代理人としてたてさせて頂きましたが、通常の業務遂行が難しいとの事でこの度、途中から代理人として労災申請を行う社会保険労務士の先生が変わる予定です。それまでは現、代理人の社会保険

>> >>>> >> 労務士 小木曾 裕子より手続きを進める予定です。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> また、労災申請の担当の方や小田原労働基準監督署の方におかれましては、

>> >>>> >> 慣れない業務の為、業務が進まないと思われます。

>> >>>> >> ですが、私自身が直筆での書類作成を求めるなど、社労士の方と話しましたが、

>> >>>> >> 時間稼ぎとも取れる行動が目に余ると思いこの度、この様な連絡をするに至りました。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> つきましては、このまま申請自体は全て時効を迎えて、

>> >>>> >> 申請そのものが無かったという事態に陥る様であれば、社会保険労務士 小木曾

>> >>>> >> 裕子より頂いた、全ての行動記録が記載されているわけではありませんが、それでも大まかな目安になると思っています。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> >

>> >>>> >> その書類ややり取り内容を、県の窓口、それと付随して行政申し立てを、公の所にてその行動の妥当性を含めた是非を正式に取ろうと思っております。

>> >>>> >> 今後の対応を正式にその上の行政に代理人を立てるか思案中ですが視野に入れております。

>> >>>> >> その為、私を含めた全ての方の個人名等が公開されますのでご承知おき下さい。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> 日々、必死に働いている方に関しまして、お目汚しとも取れる内容となる事、

>> >>>> >> 深くお詫び申し上げます。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> 尚、私自身は本来ある制度をそのまま利用しているだけとの認識です。

>> >>>> >> 何卒、返信が無いなどの事が行動記録が残っておりますが通常通り業務の遂行をお願いいたします。

>> >>>> >> >

>> >>>> >> > 尚、当メールに関して返信は不要です。

>> >>>>
>> >>>>
>> >>>>
>> >>>>
>> >>>>
>> >>>>
>>